

## 配布資料一覧表

01. 入札公告（写）
  02. 入札説明書
  03. 競争参加資格確認申請資料【様式1～3】
  04. 契約書（案）
  
  05. 入札書（ひながた・記入例），入札書用封筒の作成方法
  06. 委任状（ひながた・記入例）
  
  07. 競争加入者心得
  08. 業務委託契約基準
  
  09. 質問書の提出について
  10. 特記仕様書
  11. 誓約書
10. 特記仕様書等の交付方法については、別紙「特記仕様書等の交付方法について」を参照してください。

\* 11. 誓約書について、すでに本学にご提出いただいている場合は、記載事項に変更がない限り、再度ご提出いただく必要はありません。

（担当）国立大学法人東京科学大学  
施設部湯島計画課湯島総務グループ  
TEL：03-5803-5053  
FAX：03-5803-0355

## 一般競争入札公告

国立大学法人東京科学大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備
- (2) 履行場所 東京都文京区湯島1-5-45（東京科学大学湯島地区構内）
- (3) 業務概要 本業務は、上記業務場所における、高圧受変電設備の点検、保守を行う。
- (4) 履行期間 令和8年9月1日から令和10年1月31日

### 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和07・08・09年度に関東・甲信越地域の「業務の提供等」のAまたはB等級に格付けされている者であること。
- (3) 本学が入札説明書で指定する条件等を満たす者であること。
- (4) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3. 担当部局

〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45  
国立大学法人東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ  
電話番号 03-5803-5053  
メールアドレス shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp

### 4. 入札説明書及び特記仕様書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間：令和8年6月22日（月）から令和8年7月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 方法：東京科学大学ホームページにて無料で交付する。  
(URL [https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement\\_601e69a8b4b59\\_601e6deebc3d9/](https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9/))  
特記仕様書等の交付方法については、別紙「特記仕様書等の配付方法について」を参照。

### 5. 競争参加資格確認申請書等の提出期限及び場所

- (1) 日時：令和8年7月7日（火） 17時00分
- (2) 場所：上記3に示す場所

### 6. 競争参加資格の有無

令和8年7月17日（金）までに書面により通知する。

7. 入札書の提出期限及び場所

- (1) 日時：令和8年7月28日（火） 11時00分
- (2) 場所：上記3に示す場所

8. 競争入札執行の時期及び場所

- (1) 日時：令和8年7月29日（水） 10時00分
- (2) 場所：東京科学大学1号館西3階財務部・施設部打合室

9. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

10. 入札の無効

上記2に示した資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

11. 入札保証金に関する事項

免除する。

12. 契約保証金に関する事項

納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13. 契約書の作成

この競争入札の結果、落札者が決定したときは、当該落札者は業務委託契約書を作成するものとする。

14. その他

詳細は入札説明書による。

令和8年6月22日

国立大学法人東京科学大学

理事長 大竹 尚登（公印省略）

別紙

## 特記仕様書等の交付方法について

請求方法は、以下のとおりとする。  
なお、特記仕様書等は無料で交付する。

1. 東京科学大学施設部湯島計画課湯島総務グループ [shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp](mailto:shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp) まで電子メールを送信すること。
2. 電子メールの件名は、「【特記仕様書等交付希望】（湯島地区）高圧受変電設備点検整備」とすること。
3. メール本文に、「会社名、連絡先電話番号、担当者の氏名」を明記すること。
4. 担当者の名刺をスキャンしたPDFを添付すること。

交付期間は、令和8年6月22日（月）から令和8年7月7日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

令和8年6月22日  
国立大学法人東京科学大学

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、国立大学法人東京科学大会計規則、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程、国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則、国立大学法人東京科学大学競争加入者心得、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本学が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

【別記1】のとおり

### 2 競争参加資格

(1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、【別記2】記載の等級に格付けされている者であること。

(2) 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

① 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

② 破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

④ 次に掲げるいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行った者

キ) ア) からカ) までに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク) ア) からキ) までに該当する者を、入札の代理人として使用する者

(3) 本入札説明書で指定する条件等を満たす者であること。

(4) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 契約細則

本学が定めた【別記3】によるものとする。

### 4 入札条件

(1) 競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行できることを証明する書類を【別記4】に従い作成し、【別記5】のとおり提出すること。

(2) 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、本入札説明書、特記仕様書、契約書（案）及びその他添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。ただし、入札後特記仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、本学から本入札説明書において求められた条件に関し説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(4) 本件に関して必要となる一切の書類の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

(5) 本学は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び本入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

(6) 一旦受領した書類は返却しない。

- (7) 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び本入札説明書に示した業務を履行できるかどうかの判断の対象としない。

#### 5 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、【別記6】により提出すること。ただし、競争参加資格に対する質問がある場合においては、【別記7】により提出すること。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、【別記8】又は【別記9】のとおり閲覧に供する。

#### 6 入札金額の積算

- (1) 入札書に記載する入札金額は【別記10】をもって記載すること。
- (2) 落札の決定方式は最低価格落札方式をもって行うので以下に留意すること。
  - ① 競争加入者等は、代金、その支払回数等の契約条件を、契約書(案)及び国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則の別記契約基準(【別記3】参照)に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
  - ② 入札金額の積算にあたっては【別記11】のとおり見積もるものとする。
  - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札書の提出

- (1) 競争参加者等は、次に掲げる事項を記載した入札書を作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「○年○月○日 開札 [入札件名] 入札書在中」と朱書しなければならない。
  - ① 入札件名
  - ② 入札金額
  - ③ 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
- (2) 郵便(書留郵便に限る。)又は信書便により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「○年○月○日 開札 [入札件名] 入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、入札書の提出期限までに到達するよう送付しなければならない。

なお、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札するときは、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記名して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札書の提出期限及び提出場所は【別記12】のとおりとする。
- (5) 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (6) 競争加入者等は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### 8 入札の無効

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び本入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
- ② 入札件名及び入札金額のない入札書
- ③ 競争加入者本人の氏名及び押印(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)のない又は判然としない入札書
- ④ 入札件名に重大な誤りのある入札書
- ⑤ 入札金額の記載が不明確な入札書
- ⑥ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してない入札書
- ⑦ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない

い又は判然としない入札書（競争加入者本人の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- ⑧ 入札公告及び本入札説明書において示した入札書の提出期限までに到達しなかった入札書
- ⑨ 入札公告及び本入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

## 9 入札の延期

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

### 10 代理人による入札

- (1) 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- (2) 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

### 11 入札保証金 免除する。

### 12 開札

- (1) 開札日時及び場所は【別記13】のとおりとする。
- (2) 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記(2)の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (5) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記10の(1)に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。なお、1事業者1名の入場とする。
- (6) 競争加入者等は、本学が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (7) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (8) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、競争加入者等が開札に立ち会わない場合、当該競争加入者等の第1回目の入札は有効として取り扱われるが、再度の入札については辞退したものとして取り扱うので注意すること。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方式は最低価格落札方式とする。
- (2) 前記7に従い入札書を提出した競争加入者等であつて、入札公告の競争参加資格及び本入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (4) 製造に関する請負契約若しくは役務に関する請負契約の場合においては、契約の相手

方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

- (5) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則第10条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第21条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。
- (6) 最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、物品購入等契約に係る取引停止の取扱い要項に基づき取引停止を行うことがある。
- (7) 落札者は、落札決定後、速やかに落札金額に対する内訳書を提出するものとする。
- (8) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 1.4 契約書の作成

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

- 1.5 契約保証金 納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### 1.6 遅延損害金

供給者等の責めに帰すべき事由により、納入又は履行期限内に完了する事ができない場合においては、遅延損害金の請求を行うことがある。

#### 1.7 検査等

- (1) 納入又は履行後、本学が任命した施設管理担当者の立ち会いの上、検査を受けるものとする。
- (2) 供給者等が入札書とともに提出した納入又は履行できることを証明する書類の内容は、特記仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- (3) 検査終了後、当該物品を使用している期間中又は契約の履行期間中において、供給者等が提出した納入又は履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明し、当該虚偽記載により本学が損害を受けた場合には、供給者等に対して損害賠償等を求める場合がある。

#### 1.8 支払条件

【別記1.4】のとおり

#### 1.9 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 前記4の(1)において提出された書類に虚偽の記載又は落札決定後の辞退等、不正又は不誠実な行為があった場合においては、国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱い要項（令和6年10月1日制定）に基づき取引停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合には、【別記4】⑤に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (4) その他不明な点は、【別記1.5】記載の本学契約担当職員の指示に従うものとする。

## 入札説明書 別記

番号	摘要	事項			
1	件名	東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備			
	規格・品質等	別冊特記仕様書のとおり			
	履行場所	東京都文京区湯島1-5-45（東京科学大学湯島地区構内）			
	履行期限	令和8年9月1日から令和10年1月31日			
2	国の競争参加資格における等級	年度	令和07・08・09年度	地域	関東・甲信越地域
		種別	役務の提供等	等級	A,B
3	契約条項	国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則 別記第4号業務委託契約基準			

4	競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行できることを証明する書類	①競争参加資格確認申請書…【様式1】	1部
		②令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し ※一般競争参加者の資格について本学に申請を行う者は、5に示す提出期限までに本学に申請を行わなければならない。また、上記のとおり申請を行った者から入札書を受領した場合で、当該審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときの入札は無効となる。	1部
		③会社概要（会社の規模、従業員数、請け負う業種等が確認できるもの）	1部
		④履行実績…【様式2】 以下の基準を満たす履行実績について、当該業務名称等を記載した【様式2】及び契約書、仕様書等の写し（基準に掲げる仕様が確認できる箇所のみ） 基準：元請けとして、特別高圧受変電設備を有する病院の高圧受変電設備の点検整備業務を、同一発注機関において、過去10年間に2年以上（連続でなくても可）で行った点検整備業務実績を有すること。	1部
		⑤業務責任者の業務経験…【様式3-1】 以下の基準を満たすことを証明する書類として、配置予定技術者として申請する社員の氏名・業務経験等を記載した【様式3-1】及び業者の証明印のある業務経歴書 基準：電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上の免状を取得後10年以上の実務経験を有する者	1部
		⑥業務責任者が社員であることの証明書類（雇用保険の写し等）	1部
		⑦業務担当者の資格保有状況…【様式3-2】 以下の基準を満たすことを証明する書類として、配置予定技術者として申請する社員の氏名・業務経験等を記載した【様式3-2】及び資格を有することが確認できる免許等の写し 基準：次のいずれかの条件を満たす者とする ・電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上の免状を有する者 ・第1種電気工事士の免状を有する者（旧電気工事技術検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者も含む） ・第2種電気工事士の免状を有する者（低圧部分に限る）	1部
		⑧業務担当者が社員であることの証明書類（雇用保険の写し等）	1部
		⑨業務実施体制図（様式任意） ⑤⑦で申請する業務責任者及び業務担当者を含んだものであること。 点検対象の電気室ごとに点検責任者を定めること。	1部

	<p>⑩従事者の職員名簿（様式任意） 氏名・年齢・実務経験年数等を記載したものであること。 ⑤⑦で申請する業務責任者及び業務担当者を含んだものであること。</p>	1部
	<p>⑪未納の保険料等がないことを証明できる、管轄する都道府県労働局長の押印のある労働保険料の納入証明書（原本） （令和8年6月22日以降の日付のもの）</p>	1部
	<p>⑫時間外労働、休日労働に関する協定届（直近のもの）の写し</p>	1部
	<p>⑬アフターメンテナンスサービスフロー図（様式任意）</p>	1部
	<p>⑭誓約書 ※すでに本学に提出されている場合は、記載事項に変更がない限り、再度提出する必要はありません。</p>	1部
	<p>⑮委任状 ※代理人が入札する場合は、入札書提出期限までに代理委任状を提出してください。</p>	1部

5	競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行できることを証明する書類の提出期限及び提出場所	提出期限	令和8年7月7日(火)	17時00分
		提出場所	〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 国立大学法人東京科学大学 施設部湯島計画課湯島総務グループ TEL : 03-5803-5053 E-mail : shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp	
		提出方法	申請書及び資料の提出は持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）又は電子メール（送信後、電話で送信した旨、必ず連絡すること。）により提出すること。	
6	入札説明書等に対する質問の提出期限、提出場所及び提出方法	提出期限	令和8年7月21日(火)	12時00分
		提出場所	施設部湯島計画課湯島総務グループ TEL : 03-5803-5053 E-mail : shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp	
		提出方法	別紙質問書様式により電子メールの添付ファイルで送信すること。送信後、電話で送信した旨、必ず連絡すること。	
7	競争参加資格に対する質問の提出期限、提出場所及び提出方法	提出期限	令和8年6月30日(火)	12時00分
		提出場所	施設部湯島計画課湯島総務グループ TEL : 03-5803-5053 E-mail : shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp	
		提出方法	別紙質問書様式により電子メールの添付ファイルで送信すること。送信後、電話で送信した旨、必ず連絡すること。	
8	入札説明書等に対する質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧方法	回答日	令和8年7月23日(木)	までに
		閲覧方法	競争参加資格申請者に対して電子メールにて送付する。	
9	競争参加資格の質問に対する回答書の閲覧期間及び閲覧方法	閲覧期間	令和8年7月2日(木)	までに
		閲覧方法	特記仕様書等交付依頼者に対して電子メールにて送付する。	
10	入札金額の記載	総額 ※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。		
11	入札金額の積算	調達案件に関する交通費やその他一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。		

12	入札書等の提出期限及び提出場所	提出期限	令和8年7月28日(火)	11時00分
		提出場所	〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 国立大学法人東京科学大学 施設部湯島計画課湯島総務グループ	
13	開札日時及び開札場所	開札日時	令和8年7月29日(水)	10時00分
		開札場所	東京科学大学 1号館西3階財務部・施設部打合室	
14	支払条件	請負代金は2回に支払う。検査に合格し、適正な請求書を受理後、翌月末日までに支払うものとする。		
15	本学契約担当	〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 国立大学法人東京科学大学 湯島計画課湯島総務グループ TEL : 03-5803-5053 E-mail : shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp		

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

令和 8 年 6 月 22 日付けで公告のありました「東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備」に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書別記 4 に定める書類を添えて申請します。

なお、以下の 1 から 3 について誓約します。

1. 国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第 7 条及び第 8 条の規定に該当しない者であること。
2. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。
3. 落札した場合、特記仕様書で定められた資格等を有する業務関係者を各業務に配置できること。

履行実績  
 (東京科学大学 (湯島地区) 高圧受変電設備点検整備)

会社名 \_\_\_\_\_

判断基準	元請けとして、特別高圧受変電設備を有する病院の高圧受変電設備の点検整備業務を、同一発注機関において、過去10年間に2年以上（連続でなくても可）で行った点検整備業務実績を有すること。	
業務名称等	業務名称	
	発注者名	
	実施場所	
	契約金額	
	業務期間	～
業務概要	施設用途	
	業務規模	
	業務内容	

※枠が不足する場合は、本様式を適宜コピーして記載すること。

業務責任者の業務経験  
 (東京科学大学 (湯島地区) 高圧受変電設備点検整備)

会社名 \_\_\_\_\_

判断基準	電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上の免状を取得後10年以上の実務経験を有する者	
氏名		
資格	資格名称	
	交付年月日	
	交付番号	
実務経験	業務名称	
	業務期間	~
	業務名称	
	業務期間	~

※枠が不足する場合は、本様式を適宜コピーして記載すること。

業務責任者の業務経験  
 (東京科学大学(湯島地区) 高圧受変電設備点検整備)

会社名 \_\_\_\_\_

判断基準	次のいずれかの条件を満たす者とする ・電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上の免状を有する者 ・第1種電気工事士の免状を有する者(旧電気工事技術検定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者も含む) ・第2種電気工事士の免状を有する者(低圧部分に限る)
氏名	
資格	資格名称
	交付年月日
	交付番号

※枠が不足する場合は、本様式を適宜コピーして記載すること。

## 業務委託契約書（案）

件名 東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備

代金額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した金額である。なお、消費税法及び地方税法の改正により税率が変動した場合には、改正以降の税率により再度計算をするものとする。

委託者 国立大学法人東京科学大学理事長 大竹 尚登（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）との間において上記件名の業務（以下「本業務」という。）について、上記の代金額をもって、次の条項により業務委託契約を締結する。

第1条 甲が乙に委託する本業務の内容は、別添仕様書のとおりとし、乙はこれを受託し、厳正な規律をもって誠実に実施するものとする。

第2条 本業務の委託期間は、令和8年9月1日から令和10年1月31日までとする。

第3条 本業務の業務完了報告書は、東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第4条 乙は、前条の業務完了報告書に基づき、甲の検査を受けるものとする。

第5条 業務委託代金は別紙のとおり支払うものとし、請求書は、前条の検査後東京科学大学施設部湯島計画課に送付するものとする。

第6条 業務委託代金は、乙から適正な請求書を受領後、翌月末日までに支払うものとする。

第7条 契約保証金は、\_\_\_\_\_円を納付する。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

第8条 本業務による成果は、すべて甲に帰属するものとする。

第9条 乙は、本契約で知り得た秘密事項の漏洩及び他の目的に使用してはならない。

第10条 甲は、乙による本契約の履行又は不履行に伴い、乙の責による事由により甲に損害を与えた場合は、その賠償を乙に請求できるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲乙間において協議し定めるものとする。

3 乙は、乙の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、乙が予見し得ない特別の事情から生じた損害については、その責を負わないものとする。

第11条 本契約について必要な細目は、甲が定める業務委託契約基準によるものとする。

第12条 本契約について、甲乙間において紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第13条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地の管轄裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

以上、本契約の成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲（委託者）

東京都目黒区大岡山二丁目12番1号  
国立大学法人東京科学大学  
理事長 大竹 尚登

乙（受託者）

住所  
法人名  
代表者

※代理委任状がある場合は、代理人を契約者とし記名押印する。

別紙

支払金額内訳表

年度	支払額 (税込)
令和8年度	円
令和9年度	円
合計金額	円

# 入札書

件名 東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備

入札金額 金 円也

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

〔住所〕

〔会社名〕

〔代表者肩書・氏名〕

印

# 入札書

件名 東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備

入札金額 金 円也

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者  
〔住所〕  
〔会社名〕  
〔代表者肩書・氏名〕

代理人  
〔氏名〕

印

# 入札書

件名 東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備

入札金額 金 円也

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者  
〔住所〕  
〔会社名〕  
〔代表者肩書・氏名〕

復代理人  
〔氏名〕

印

入札書の記載例1：競争加入者本人が入札する場合

## 入 札 書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金○, ○○○, ○○○円也 ※1

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日 ※2

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

〔住所〕 ○○都○○区○○ 1-1-1

〔会社名〕 ○○株式会社

〔代表者肩書・氏名〕 代表取締役 ○○ ○○ 印 ※3・4

- ※1 入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。
- ※2 日付は、入札書提出締切日以前の日を記載してください。
- ※3 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の登録と同じ内容を記載してください。
- ※4 競争加入者の代表者印を押印してください。

入札書の記載例2：代理人が入札する場合

※委任状（参考例1もしくは2）が必要です。

## 入 札 書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金○, ○○○, ○○○円也 ※1

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日 ※2

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

〔住所〕 ○○都○○区○○1-1-1

〔会社名〕 ○○株式会社

〔代表者肩書・氏名〕 代表取締役 ○○ ○○ ※3

代理人

〔氏名〕 ○○ ○○ 印 ※5

※5 代理人として委任された方の氏名の記載と、委任状に押印された使用印鑑の押印をしてください。

競争加入者の記載は必要ですが、代表者印の押印は必要ありません。

入札書の記載例3：復代理人が入札する場合

※委任状（参考例2及び3の2種類）が必要です。

入 札 書

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○

入札金額 金○, ○○○, ○○○円也 ※1

国立大学法人東京科学大学が定めた業務委託契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

〔住所〕 ○○都○○区○○1-1-1

〔会社名〕 ○○株式会社

〔代表者肩書・氏名〕 代表取締役 ○○ ○○ ※3

復代理人

〔氏名〕 △△ △△ 印 ※6

※6 復代理人として委任された方の氏名の記載と、委任状に押印された使用印鑑の押印をしてください。

競争加入者の記載は必要ですが、代表者印の押印は必要ありません。

## ○入札書用封筒の作成方法

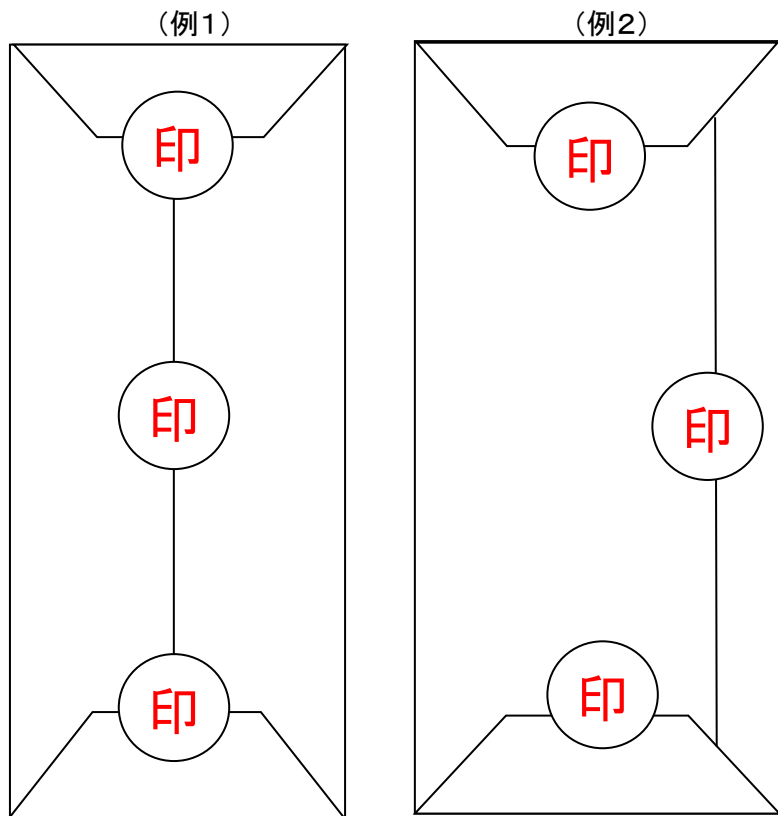
- 1 封筒は、長形3号程度の大きさのものを用いてください。  
自社の封筒がある場合は、そちらを使用しても構いません。
- 2 封筒の表面には、宛先、開札日、本入札件名(品名)、入札書在中、競争加入者等の氏名(法人の場合はその名称または商号)を必ず明記してください。(縦書・横書のいずれも可)  
(開札日、本入札件名(品名)、入札書在中は朱書きしてください)
- 3 入札書を封入したら、封かん(封の糊付け)をしてください。
- 4 封筒の裏面に、封印(代表者印)を封筒の継ぎ目3箇所を押印してください。代理人が入札する場合は、代理人の印を押印してください。代理人が入札する場合は、「委任状」が必要です。
- 5 下記の封筒はあくまでも例です。使用する封筒に応じて、封かん(封の糊付け)し、封筒の継ぎ目に封印してください。

### 【記載例】

○入札書用封筒・表

国立大学法人東京科学大学 御中
令和〇〇年〇〇月〇〇日 開札
〔〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (件名を記載) 〕
の入札書在中
名称:〇〇〇株式会社

○入札書用封筒・裏



# 委任状

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名

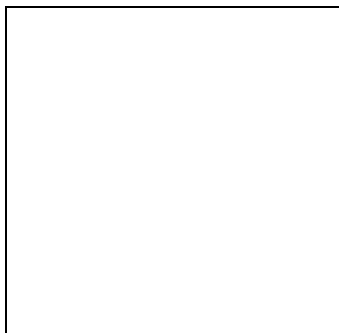
印

私は\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

令和8年7月29日国立大学法人東京科学大学において行われる「東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



# 委任状

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は下記のことを代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

## 記

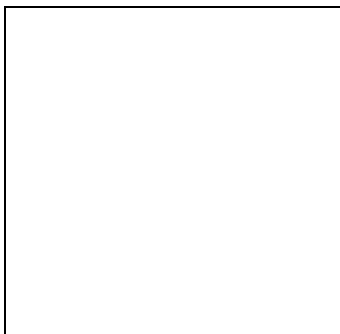
受任者（代理人） 住 所  
氏 名

委 任 事 項

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
4. 契約の履行及び取り下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

受任者（代理人）使用印鑑



# 委任状

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

住 所

会 社 名

氏 名

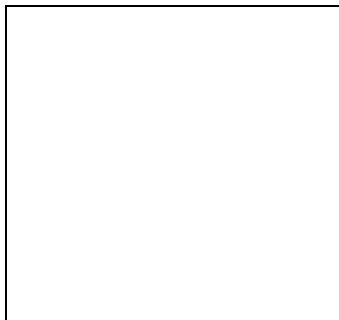
印

私は \_\_\_\_\_ を競争加入者 \_\_\_\_\_ の  
復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年7月29日国立大学法人東京科学大学において行われる「東京科学大学（湯島地区）高圧受変電設備点検整備」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（復代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日 ※注1

国立大学法人東京科学大学 御中

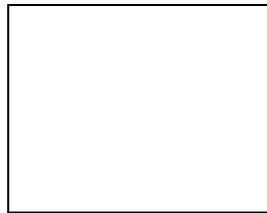
委任者（競争加入者） ○○都○○区○○1-1-1  
○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印 } ※注2

私は、○○○○○ (※注3) を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和○○年○○月○○日 (※注4) 国立大学法人東京科学大学において行われる「○○○○○  
○ ○○」(※注5) の入札及び見積に関する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



※注6

- ※注1 入札書提出締切日以前の日を記載してください。
- ※注2 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に登録されている内容と一致させてください。競争加入者の社印・代表者印を押印してください。
- ※注3 受任者の氏名を記載してください。
- ※注4 競争入札執行の日（開札日）を記載してください。
- ※注5 件名を記載してください。
- ※注6 入札書の押印に使用する印鑑を枠内に押印してください。

\*これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例2：支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

# 委 任 状

令和 年 月 日 ※注1

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者） ○○都○○区○○1-1-1  
○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印 ※注2

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

## 記

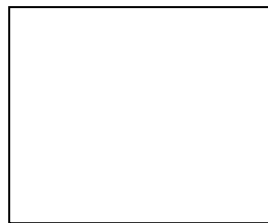
受任者（代理人） ○○県○○市○○2-2-2  
○○株式会社 ○○支店  
支店長 ×× ×× ※注7

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約の履行及び取り下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



※注8

※注7 委任を受ける方の住所・部署名・役職名・氏名を記載してください。

※注8 枠内に、受任者（代理人）の使用印鑑を押印してください。

※ここに記載された内容及び枠内に押印された受任者（代理人）の使用印鑑により委任期間の契約を取り交わしますので、変更が生じた際は速やかに変更内容に伴う委任状を再提出してください。

\*これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

\*参考例2の委任状（復代理人の選任の項目が含まれていること）が必要です。

## 委 任 状

令和 年 月 日 ※注1

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

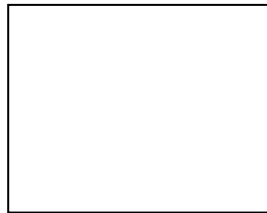
〇〇県〇〇市〇〇 2-2-2	}	※注9
〇〇株式会社 〇〇支店		
支店長 ×× ×× 印		

私は、△△ △△ (※注10) を〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 (競争加入者) (※注11) の復代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

### 記

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (※注4) 国立大学法人東京科学大学において行われる「〇〇〇〇〇〇  
〇 〇〇」(※注5) の入札及び見積に関する一切の件

受任者（復代理人）使用印鑑



※注6

※注9 参考例2の受任者（代理人）の内容・印と同じ内容・印を記載・押印してください。

※注10 参考例2の受任者（代理人）から委任をうける復代理人の氏名を記載してください。

※注11 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に登録されている社名、競争加入者の肩書、氏名を記載してください。

※参考例2に内容の変更が生じた場合、新規内容に沿った参考例2と参考例3が必要となります。

\*これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

○国立大学法人東京科学大学競争加入者心得

令和6年10月1日  
会計事務総括責任者決定

(趣旨)

第1 国立大学法人東京科学大学(以下「大学」という。)で発注する工事、製造若しくは役務の請負契約又は物品の供給契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人東京科学大会計規則(令和6年規則第64号)その他の諸規則及び国立大学法人東京科学大学工事請負等契約細則(令和6年細則第44号)に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、次項及び第3項に該当しない者であって、会計責任者が競争に付する都度別に定める資格を有するものでなければならない。

2 会計責任者は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときには、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人(契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)

二 破産者で復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

3 会計責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき、過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は別表に掲げるとおりとする。

(入札保証金等の納付)

第 5 競争加入者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続をし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 4 による別表のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 9 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第 6、第 7 及び第 8 に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、金銭出納担当者に提出しなければならない。

第 10 競争加入者は、第 5 から第 9 までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第 11 競争加入者は、保険会社との間に大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第 12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

(入札保証金の法人帰属)

第13 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、大学に帰属するものとする。

(入札)

第14 競争加入者は、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し、暴力団排除に関する誓約事項(別添)に同意の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、現場説明書等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 競争加入者は、競争参加資格等審査委員会が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

(入札辞退)

第16 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前には、入札辞退書(別紙第1号様式)を会計責任者に直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。なお、電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上において作成の上、提出することができる。

二 入札執行中には、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、会計責任者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第17 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

第18 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第19 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員(以下「入札関係職員」という。)及び第33の立会い職員以外の者は入場することができない。

第20 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第21 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし、写真機、複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別紙第2号様式）を提示又は提出しなければならない。

第22 競争加入者又はその代理人は、会計責任者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第23 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退場させるものとする。

第24 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退場させるものとする。

（入札書の提出）

第25 競争加入者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）及び請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を入力画面上において作成し、入札公告、公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第26 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、会計責任者あての親展で提出しなければならない。

第27 第26の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第28 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第29 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第30 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第31 会計責任者は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第32 次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- 一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記、入札金額の記載のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 六 請負に付される工事、製造若しくは役務の表示又は供給すべき物品名の表記に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- 九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- 十 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第33 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第34 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

第35 予定価格が1,000万円を超えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、会計責任者の行う調査に協力しなければならない。

第36 予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第37 第35及び第36の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札をした者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第38 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、会計責任者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第39 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。ただし、電子入札システムによらない入札をした者があるときは、紙くじを用いて落札者を決定することがある。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第40 契約書を作成する場合においては、落札者は、電子契約システムを使用し、又は会計責任者から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から14日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、会計責任者が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。

第41 落札者が第40に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第42 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第40に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を会計責任者に提出しなければならない。

ただし、会計責任者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第43 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第44 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、金銭出納担当者に納付しなければならない。

第45 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第46 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、会計責任者に提出しなければならない。

第47 契約の相手方は、保険会社との間に大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を会計責任者に提出しなければならない。

第48 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を会計責任者に提出しなければならない。

第49 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手はその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、金銭出納担当者が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、大学に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる心得は、廃止する。

- 一 国立大学法人東京工業大学競争加入者心得(平成 16 年 4 月 1 日学長裁定)
- 二 競争加入者心得 (平成 16 年 4 月 1 日制定)

## 別表

区分	種類	価値
ア	国債	債権金額
イ	政府保証債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
エ	日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	地方債	債権金額
カ	会計責任者が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は会計責任者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は会計責任者が確実と認め	債権証書記載の債権金額

	る金融機関に対する定期預金債権	
コ	銀行又は会計責任者が確実に認める金融機関の保証	保証金額

別紙第1号様式

入 札 辞 退 書

件 名

このたび、都合により入札を辞退いたします。

年 月 日

国立大学法人東京科学大学 御中

競争加入者

住 所  
会 社 名  
職 名  
氏 名

別紙第2号様式の1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）  
〔住 所〕  
〔名称又は商号〕  
〔代表者の氏名〕

私は、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

年 月 日国立大学法人東京科学大学において行われる「  
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の2（支店長等が競争加入者の代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

私は、下記の者を代理人と定め、貴法人との間における下記は一切の権限を委任します。

記

受任者（代理人）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約の履行及び取り下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



別紙第2号様式の3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

年 月 日

委 任 状

国立大学法人東京科学大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〔住 所〕

〔名称又は商号〕

〔代表者の氏名〕

私は、 を の復代理人と定め、下記の権限を委任  
します。

記

年 月 日国立大学法人東京科学大学において行われる「  
」の入札及び見積に関する一切の件

受任者（復代理人）使用印鑑



別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

## 別記第4号

### 業務委託契約基準

#### (趣旨)

第1 この基準は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における業務委託に関する契約の一般的約定事項に関し必要な事項を定めるものである。

#### (総則)

第2 委託者及び受託者は、契約書及びこの契約基準に基づき、仕様書等（図面を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務提供を契約書記載の完了期限内に完了するものとし、委託者は、その業務委託代金を支払うものとする。

3 業務の方法等業務を完了するために必要な一切の手段（以下「業務の方法等」という。）については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。

4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

#### (業務の履行の調整)

第3 委託者は、この契約に基づき履行する受託者の業務が委託者の発注に係る第三者の実施する業務等と履行上密接に関連する場合には、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の実施する業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

#### (経費内訳明細書等の提出)

第4 受託者は、この契約締結後15日以内に、経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が、受託者に経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表の提出を必要としない場合は、この限りでない。

2 経費内訳明細書、業務履行計画表及び体制表は、委託者及び受託者を拘束する

ものではない。

(権利義務の譲渡等)

第5 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、第24第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委任又は再委託の禁止)

第6 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は再委託してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託者の通知)

第7 委託者は、受託者に対して、再委託者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務の履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその業務の履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9 委託者は、必要がある場合は、監督職員を置き、契約の履行について監督させることができる。

2 委託者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

3 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、仕様書等に基づく立会い又は業務の履行状況の検査(確認を含む。)の権限を有する。

4 委託者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく委託者の権限の一部を委任したときあつては、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

5 委託者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6 委託者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は委託者に帰属する。

(履行報告)

第 10 受託者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(業務実施材料の品質)

第 11 業務実施材料の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

(支給材料及び貸与品)

第 12 委託者が受託者に支給する業務実施材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務実施機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

2 委託者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2 項の検査により発見することが困難であった品質、規格又は性能に関する不具合があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、受託者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受託者は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。

10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の改善義務)

第 13 受託者は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、委託者がその改善又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 14 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受託者は、仕様書等について軽微な変更を必要とする場合には、委託者の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

(業務の中止)

第 15 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、業務実施期間若しくは業務委託代金額を変更し、又は受託者が業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による完了期限の延長)

第 16 受託者は、天候の不良又は第 3 の規定に基づく関連業務等製造の調整への協力その他受託者の責めに帰すことができない事由により完了期限までに業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に完了期限の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による完了期限の短縮等)

第 17 委託者は特別の理由により完了期限を短縮する必要があるときは、完了期限の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により業務履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する業務履行期間について、通常必要とされる業務履行期間に満たない業務履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは業務委託代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(完了期限の変更方法)

第 18 完了期限の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が完了期限の変更事由が生じた日（第 16 の場合にあつては、委託者が完了期限変更の請求を受けた日、第 17 の場合にあつては、受託者が完了期限変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託代金額の変更方法等）

第 19 業務委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議をして定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、業務委託代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（作業員の管理）

第 20 受託者は、業務を履行する者（以下「作業員」という。）の身分、衛生、風紀及び規律維持に一切の責任を負うものとし、業務を履行する上で委託者が適当でないと認めた作業員には、業務を行わせないものとする。

（契約履行に伴う損害の賠償）

第 21 作業員が業務の提供において、建物、器物等に損害を与えたときは、受託者は委託者の指定する期間内にその代償を補償し若しくは原形に復し又は損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち委託者の責めに期すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（検査）

第 22 受託者は、業務が完了したときは、その旨を業務完了通知書等により委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、当該業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 受託者は、第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに仕様書等に定めるところにより改善して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、改善

の完了を業務の完了とみなし、前3項の規定を適用する。

(業務委託代金の支払)

第23 受託者は、第22条第2項の検査に合格したときは、業務委託代金請求書により業務委託代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求書受理日の翌月末日までに業務委託代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により第22条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第24 受託者は、業務の完了前に、性質上可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金額の全額について、性質上不可分の履行済部分については当該履行済部分に相応する業務委託代金相当額の10分の9以内の額について、それぞれ次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の確認を委託者に請求しなければならない。

3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果、合格しないときは受託者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、業務委託代金部分払請求書により部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求書受理日の翌月末日までに部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、性質上可分の履行済部分については第3項に規定する検査において確認した履行済部分に相応する業務委託代金相当額の全額とし、性質上不可分の履行済部分については、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託代金相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の業務委託代金相当額 × 9 / 10

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託代金相当額」とあるのは、「業務委託代金相当額から既に部分払の対象となった業務委託代金相当額を控除した額」とするものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25 受託者の責めに帰すべき事由により完了期限内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託代金額から履行済部分に相応する業務委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額とする。
- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第 23 第 2 項の規定による業務委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 26 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受託者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として受託者がこれを証明し、その証明を委託者が認めたときは、この限りでない。
- 二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定により刑が確定したとき。

2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として委託者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第 1 号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 前項第 2 号に規定する通知に係る事件において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受託者は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、委託者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超

過する場合において、委託者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受託者はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を委託者に提出しなければならない。

(契約保証金)

第27 受託者は、契約保証金を納付した契約において、業務委託代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総業務委託代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、委託者の指示に従い、直ちに納付しなければならない。

2 受託者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納付しているときは、当該契約保証金は、委託者に帰属するものとする。

(委託者の解除権)

第28 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、受託者に相当の期間を定めて是正を求める催告をし、その期間内にこれを是正しないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 業務に着手すべき期日が過ぎても業務に着手しないとき。

二 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにならないと認められるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 第30第1号の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

一 業務の全部の履行が不能であるとき。

二 受託者がその業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であ

ると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその業務の履行をせず、受託者が第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、業務委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、委託者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第29 委託者は、業務が完了するまでの間は、第28第1項及び第2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者へ支払わなければならない。

3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第30 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

二 天災その他避けることの出来ない事由により、業務を完了することが不可能

又は著しく困難となったとき。

2 第 29 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第 31 委託者は、この契約が解除された場合においては、業務の履行済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の履行の通知を受けることができるものとし、当該通知を受けたときは、当該通知を受けた業務の履行済部分に相応する業務委託代金を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の履行済部分の検査に合格した部分で使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は履行済部分の検査に合格しなかった部分で使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第 3 項前段及び第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 28 によるときは委託者が定め、第 29 又は第 30 の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段、第 4 項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第 32 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第 33 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

## 質問書の提出について

競争参加資格・入札説明書・特記仕様書等に対する質疑がある場合、この質疑書式を使用し、データ(エクセル形式)を電子メールの添付ファイルで提出をお願いします。

データファイル送信先: shisetsukeiyaku.adm@tmd.ac.jp

※件名を「【質問書提出: **企業名(略称可)**】(湯島地区)高圧受変電設備点検整備について」としてください。

質疑の際、以下の点についてご注意をお願いします。

- ① 競争参加資格に対する質問書, 入札説明書・特記仕様書等に対する質問書は区別して作成してください。
- ② 入力は、1つの質問に対して、1つのセルに入力してください。  
(改行等で複数のセルにまたがって入力を行わないようにお願いします。また、セル内で改行を行う必要が場合は「Alt+Enter」で改行を行うこととし、スペースなどでの改行はしないでください。)
- ③ 質問は、「5頁目の10行目について」のような書き方ではなく、「“ I . ○○○○”の“(3)△△△”の××について」のような記入をお願いします。
- ④ データ提出にあたっては、提出前には必ずデータのウィルスチェックを行うようにお願いします。

東京科学大学(湯島地区)高圧受変電設備点検整備  
における競争参加資格に対する質問書

会社名:

番号	質疑箇所	質疑事項	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

東京科学大学(湯島地区)高圧受変電設備点検整備  
における入札説明書・仕様書等に対する質問書

会社名:

番号	質疑箇所	質疑事項	回答
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

# 誓約書

当社（当法人）は、国立大学法人東京科学大学（以下「東京科学大学」という。）との取引にあたり、以下について誓約いたします。

1. 「国立大学法人東京科学大学調達における基本方針」、「国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程」、「国立大学法人東京科学大学物品等調達要項」及び「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」を理解し遵守するとともに、一切の不正には関与しません。
2. 東京科学大学の内部監査、その他調査において、取引にかかる帳簿等の閲覧や提出等の要請があった場合は合理的に必要な範囲において協力いたします。
3. 東京科学大学の調査等により、当社（当法人）において、不正が認められた場合は、「国立大学法人東京科学大学物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 東京科学大学の構成員（教職員等）から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人東京科学大学 理事長 殿

（住 所）

（法人名）

（代表者）

⑩